

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書

(宛先) 坂出市長 殿	納 税 義 務 者	住 所												
		(フリガナ) 氏 名 ま た は 名 称												
		個人（法人）番 号												
		電 話 番 号												
地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項もしくは第 10 項または附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項もしくは第 5 項の住宅に該当しているので、坂出市税条例付則第 10 条の 3 第 10 項または付則第 10 条の 3 第 12 項の規定により、次のとおり申告します。														
申 告 家 屋	家 屋 の 所 在													
	家 屋 番 号													
	構 造		種 類											
	建 築 年 月 日	年 月 日	床 面 積	m ²										
	登 記 年 月 日	年 月 日	う ち 居 住 部 分 の 面 積	m ²										
	改 修 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	改 修 工 事 費 用 （ 総 額 ）	円										
	令 附 則 第 12 条 第 31 項 に 規 定 す る 補 助 金 等 の 額	円												
改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかった理由														
（注）次の書類を添付してください。 ・ 建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する省エネ改修工事が行われたことを証する書類 ・ 改修工事に要した費用を証する書類 ・ 費用に補助金等の交付を受けている場合は、補助金等の交付決定の写し ・ 改修工事により長期優良住宅に認定された場合は、その旨を証する書類の写し ・ 改修工事後の建物平面図 なお、賃貸住宅や現在、耐震改修に伴う減額措置等（バリアフリー改修を除く。）の適用を受けているかたは、この減額措置の適用を受けることはできません。														